

## チェックシート

●ごみ集積場の設置、利用及び管理上の一般的な遵守事項は、次のとおりです。

項目	内容	チェック欄
関係者協議	・集積場設置区域の自治会長と協議を行うこと → 集積場の設置場所について、近隣住民と十分に調整すること ・集積場設置場所の土地所有者の同意を得ること ※同意書又は占用許可書の写しを提出すること	<input type="checkbox"/>
設置等届	・ <u>収集開始希望日の2週間前までに</u> 「ごみ集積場設置等届」を提出すること	<input type="checkbox"/>
収集日	・「家庭ごみ収集カレンダー」に記載のとおり ※市公式HP参照	<input type="checkbox"/>
管理	・集積場は、利用者及び管理会社等が協働して、自らの費用と責任の下に管理すること	<input type="checkbox"/>
利用・時間	・土浦市が指定する方法で分別すること ・燃やせるごみ・燃やせないごみ・生ごみ・容器包装プラスチックは、土浦市が指定する日の <u>午前8時30分までに</u> 排出すること ・資源になるものは、土浦市が指定する日の <u>午前9時00分までに</u> 排出すること	<input type="checkbox"/>
清潔の保持	・利用者及び管理会社等は、集積場及びその周辺の清潔の保持に努めること	<input type="checkbox"/>

●ごみ集積場の規模や位置などの設置基準は、次のとおりです。

項目	内容	チェック欄
設置箇所数	・可燃ごみ集積場 → <u>概ね10世帯以上に1箇所</u> ・資源集積場 → <u>概ね30世帯以上に1箇所</u>	<input type="checkbox"/>
基準・規模	・利用者が不自由なくごみを排出できる規模であること ・開発行為に係る場合又は集積場用地を市に帰属する場合、「土浦市開発行為に関する指導要綱」、「集積場設置基準」のとおり	<input type="checkbox"/>
法令遵守	・道路交通法その他関係法令に抵触しない場所であること → <u>交差点・横断歩道等から5m以内に収集車両は停車できない等</u>	<input type="checkbox"/>
安全性・効率性	・安全性・効率性に支障がない場所であること → <u>勾配や段差・階段がない、敷地の奥ではない等</u>	<input type="checkbox"/>
公道	・公道に面している ・または公道から5m以内であること → <u>勾配や段差・階段がない、収集車両の進入・道路交通に支障がない</u>	<input type="checkbox"/>
通り抜け・転回	・ <u>収集車両(4t)が通り抜け又は転回できること</u> ・軌跡図を作成して提示すること	<input type="checkbox"/>
免責	・収集車両の通行によって道路舗装の損傷等が生じた場合は、土浦市は何ら責任を負わない	<input type="checkbox"/>

上記事項について確認しました。

年 月 日

(届出者) 住所  
氏名